

「かごしま木の家」緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、「かごしま緑の工務店」が行う「かごしま木の家」緊急支援事業(以下「事業」という。)の実施について、準用する鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)及び「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく取扱いの細部を定めるものとする。

第2 事業実施計画の作成等

- 1 補助事業を実施しようとする者(以下「事業実施主体」という。)は、事業実施計画申請書(別記第1号様式)を作成し、鹿児島県木造住宅推進協議会(以下「木推協」)に提出するものとする。
- 2 1の事業実施計画申請書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (2) 木材使用計画計算書(別記第3号様式)
 - (3) 事業実施規約(別記第4号様式)
 - (4) 工事請負契約書等の写し又は、売買契約書等の写し
 - (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認済証の写し又は、受付印のある建築工事届の写し
 - (6) 図面(施工場所の付近見取り図、配置図、平面図、立面図)
- 3 建売住宅にあっては、2の第3号及び第4号に規定する書類は、要綱第6条に規定する補助金の交付申請及び実績報告の申請時に提出することができるものとする。

第3 事業実施計画の承認等

- 1 木推協は、第2の事業実施計画申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認められるときは、予算の範囲内で承認し、事業実施計画承認通知書(別記第5号様式)により事業実施主体あて通知するものとする。
- 2 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに辞退届(別記第6号様式)を木推協に提出するものとする。
 - (1) 要綱第7条に定める補助金の交付の条件を満たさないことが明らかとなった場合
 - (2) その他理由により、当該事業の実施が困難となった場合

第4 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第3の承認を受けた後に、事業に着手することとする。
- 2 木推協は、当該事業の実施中、事業実施主体に対し、必要に応じて、書類の

提出を求め、遂行状況の確認を行うことができるものとする。

第5 補助金の交付申請

事業実施主体は、要綱第6条に定める補助金等交付申請書を木推協に提出するものとする。

第6 確認検査の実施

- 1 木推協は、第5の補助金等交付申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、確認検査を行うものとする。
- 2 確認検査の結果、当該住宅の整備状況等が規則、要綱及び要領の規定に適合しないものであるときは、完成と認めず、不合格又は一部合格である旨を事業実施主体に通知するものとする。
- 3 2の不合格又は一部不合格である当該住宅の整備状況等で、一定期間内に手直し等を実施したものについては、再検査を行うことができるものとする。
- 4 確認検査実施後、木推協は、確認検査調書（別記第7号様式）を備えるものとする。

第7 書類の保管

事業実施主体は、この事業に関する書類等について、補助事業を完了した日から、5年を経過する日の属する年度の3月31日まで保存しておかなければならない。

第8 補助事業の公表

木推協は、必要と認めるときは、事業実施主体の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月27日から施行する。

（鹿児島県承認日）

別記
第1号様式

年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会 会長 殿

申請者 住所 〒

会社名

氏名

(電話番号)

印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業実施計画申請書

「かごしま木の家」緊急支援事業実施要領第2の規定に基づき標記計画を作成したので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 木材使用計画計算書
- 3 事業実施規約
- 4 工事請負契約書等の写し又は、売買契約書等の写し
- 5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認済証の写し又は、受付印のある建築工事届の写し
- 6 図面(施工場所の付近見取り図, 配置図, 平面図, 立面図)

第2号様式

「かごしま木の家」緊急支援事業 事業計画書

申請者 (緑の工務店)	会社名			
	代表者名			
	住所	〒 -		
	担当者名		電話	
	メール		FAX	
	かごしま緑の工務店登録番号：			
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 注文住宅		<input type="checkbox"/> 建売住宅	
建築主 (注文住宅のみ)	氏名		電話	
木材納入業者	会社名			
	代表者名		電話	
実施予定場所	〒 -			
事業期間	着工予定日 ~ 完了予定日			
規模	延べ床面積 m^2 ※小数点第2位以下切り捨て			
かごしま木の家 基準確認	<input type="checkbox"/> 緑の工務店が県内に住居用として建築する木造の新築住宅			
	<input type="checkbox"/> かごしま材の使用量が 10m^3 以上の住宅			
木材使用量	全体 (A)	かごしま材 (B)	認証かごしま材 (C)	計 (D=B+C)
	m^3	m^3	m^3	m^3
※第3号様式(木材使用計画計算書)の数値を記載してください。				
補助金申請額		かごしま材	認証かごしま材	金額
	基本額 (10m^3 使用)	<input type="checkbox"/> 200,000円 (10m^3)	<input type="checkbox"/> 240,000円 (10m^3)	① 円 (10m^3)
	加算額 (10m^3 を超え 20m^3 以下の部分)	<input type="checkbox"/> $\text{m}^3 \times 10,000$ 円 = 円	<input type="checkbox"/> $\text{m}^3 \times 14,000$ 円 = 円	② 円 ($0\text{m}^3 \leq 10\text{m}^3$)
	補助金額 (①+②)			③ 円 ($0\text{m}^3 \leq 20\text{m}^3$)
	※上限額	かごしま材を使用した場合：300,000円 認証かごしま材を使用した場合：380,000円		

木材使用計画計算書

申請者 (緑の工務店)	会社名	
	代表者名	
	担当者	

<計算結果総括表>

区分		構造材	その他材	計
木材使用量 (D + E)	A	m ³	m ³	m ³
かごしま材使用量	B	m ³	m ³	m ³
認証かごしま材の使用量	C	m ³	m ³	m ³
計 (B + C)	D	m ³	m ³	m ³
その他材 (県外、外材等) の使用量	E	m ³	m ³	m ³

<注意事項> 使用量は、小数点以下を切り捨てた値とすること。

<かごしま木の家のかごしま材使用量>

かごしま材の使用量が10m ³ 以上	$D \geq 10m^3$	m ³
-------------------------------	----------------	----------------

木材使用計画計算書

納入業者		住所											
		会社名											
		代表者名											
		合法木材認定番号		鹿林材連認定第 号			鹿森合認 号			鹿県素連認定第 号			
構造材		土台、大引き、柱、間柱、梁、桁、束、母屋、垂木、根太、筋交い、棟木、胴差し											
NO	使用部位名	樹種	長さ(m)	断面寸法(mm)		木材使用量(A)		(A)のうちかごしま材使用量(B)		(A)のうち認証かごしま材使用量(C)		仕入先製材所名	
				短辺×長辺	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
計						A		B		C			

<注意事項> 各材積は、小数点以下第4位切り捨て、小数点以下第3位とすること。
材積の計は、小数点以下を切り捨てた値とすること。

木材使用計画計算書

納入業者		住所											
		会社名											
		代表者名											
		合法木材 認定番号	鹿林材連認定第 号			鹿森合認 号			鹿県素連認定第 号				
その他材													
NO	使用 部位名	樹種	長さ (m)	断面寸法 (mm)		木材使用量 (A)		(A)のうち かごしま材 使用量		(A)のうち 認証かごしま材 使用量		仕入先 製材所名	
				短辺×長辺	本数	材積(m ³)	本数	材積(m ³)	本数	材積(m ³)			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
計						A	B		C				

<注意事項> 各材積は、小数点以下第4位切り捨て、小数点以下第3位とすること。
材積の計は、小数点以下を切り捨てた値とすること。

「かごしま木の家」緊急支援事業実施規約

(補助金交付の要件等の確認)

- 第1条 甲及び乙は、「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付要綱等（以下、「要綱等」という。）をよく参照し、それぞれ補助金交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及び鹿児島県木造住宅推進協議会（以下「木推協」という。）に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(1)から(3)の全ての事項について、了解したものとする。
- (1) 補助金交付決定が取り消された場合には、本補助金の返還をしなければならないこと
 - (2) 提出した個人情報等は本補助事業を完了した日から、5年を経過する日の属する3月31日までの間保存され、本補助金の目的の範囲内で県の求めに応じて報告されるほか、かごしま材の普及啓発の目的で公表される場合があること
 - (3) 甲及び乙は、相手、木推協に連絡することを怠ったこと等により、事業の不履行等が生じたとき木推協が判断した場合は、交付決定を取り消されることがあることを承知し、これについて木推協に一切の異議を申し立てないこと

(申告)

- 第2条 甲及び乙は、以下の(イ) (ロ)の事項に該当しない者であること
- (イ) 甲及び乙は、県税に未納があること
 - (ロ) 甲及び乙は、次のアからウまでのいずれにも該当すること
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
 - ウ 暴力団関係者（鹿児島県暴力団排除条例第2条第4号の規定する暴力団関係者をいう。）
- 2 前項の申告内容に虚偽等があった場合は、本補助金交付申請に係る交付決定が取り消され、また、交付された補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の異議を申し立てないものとする。
- 3 甲及び乙が、第1項において虚偽や申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

- 第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、補助金交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同して行う。
- 2 本補助金の補助金交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

- 第4条 乙は、補助金の交付を受けたときは、受領した当該補助金相当額について、直ちに現金の支払又は振込により甲に還元するものとする。

(不承認)

- 第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。また、甲及び乙は、本補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

年 月 日

【甲】 建築主・買主

住所

氏名

印

【乙】 受注者（緑の工務店）

住所

会社名

代表者名

印

第5号様式

木推協第 号
年 月 日

様

鹿児島県木造住宅推進協議会
会長 印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業実施計画承認通知書

年 月 日付けで申請のあった令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業実施計画については、承認したので通知します。

第6号様式

年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会 会長 殿

申請者 住所 〒

会社名

代表者名

(電話番号)

印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業辞退届

年 月 日付け木推協第 号で承認通知のあった令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業については辞退したいので届け出ます。

記

1 辞退の理由

--

第7号様式

確認検査調書

事業名	令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業	
事業実施主体 (緑の工務店)		
実施場所		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助金額		
木材使用量	木材使用量 (A)	m ³
	かごしま材使用量 (B)	m ³
	認証かごしま材使用量 (C)	m ³
特記事項		

確認検査の結果、適正に施工されており、良好と認める。

年 月 日

検査員職氏名

印